

## 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定案についての御意見及び御意見に対する考え方

意見募集期間：平成25年4月13日～平成25年5月13日

1件の御意見をいただきました。

	御意見	政治資金適正化委員会の考え方
1	<p>政治資金規正法第19条の10は、「報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において国会議員関係政治団体であつたものを含む」と規定し、収入と支出を「及び」で結んでいる。</p> <p>ところが、本件改正案 III. 3. 5. ②は、この「及び」を勝手に「又は」に改ざんしており、妥当でない。</p> <p>したがって、本件改正案を改めるか、法を改めるかどちらかの措置をとるべき。</p>	<p>政治資金規正法第19条の10に規定されている「収入及び支出があつた」とは、収入、支出のいずれかがあつた場合と解されており、収入のみがあつた場合、支出のみがあつた場合のいずれも政治資金監査を受けなくてはならないこととされています。</p> <p>この取扱いを明らかにするため、現行の政治資金監査マニュアルにおいては、「12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体であっても、年の途中において国会議員関係政治団体であつた期間があり、かつ、その年に収入又は支出を計上している場合には、政治資金監査を受けなければならない。」と記載しております。</p> <p>なお、ご指摘の「政治資金監査マニュアルの改定（案）新旧対照表」p. 3の5. ②の12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体のうち、政治資金監査を受ける必要がある政治団体の取扱いについては、今回の改正によって内容に変更を加えたわけではありません。</p> <p>したがって、原案のとおりとさせていただきます。</p>